

公益財団法人千葉市産業振興財団「求職者等に対するハラスメント基本方針」について

当財団は、公的団体であることを自覚の上、事業実施において、皆さまの基本的な人権を尊重し、心身の健康や安全を確保することに努めております。

当財団は、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントは勿論、いかなる形態のハラスメント、差別を容認いたしません。

学生を含むあらゆる求職者の皆さまが、安心して求職活動を行える環境を整備し、公平で公正な採用活動を行うため、「求職者等に対するハラスメント基本方針」を策定しました。

【方 針】

- 1 採用活動における面会等は、当財団事務室等、第三者の目が届く環境に限定します。
- 2 採用活動のいかなる場面においても、会食を一切禁止します。
- 3 当財団職員による求職者の皆さまとの連絡は、当財団のメールアドレスおよび業務用電話とします。
- 4 採用活動に関わる職員は、ハラスメント防止に関する研修を受講します。
- 5 採用活動に関するハラスメントを防止するため、専用の相談窓口を設置し、適切に対応します。

求職者等ハラスメント相談窓口（採用担当）

メールアドレス：saiyo@chibashi-sangyo.or.jp

※当財団職員によるハラスメント行為が見られた場合は、上記の窓口までご相談ください。

相談者の秘密は厳守されます。また、こちらへの相談が当財団の選考・合否結果に影響することは一切ございません。

当財団は、本方針に則り、公正で透明性の高い採用活動を実施し、求職者の皆さまとの信頼関係を大切にいたします。

令和8年10月1日制定